

令和6年度嬭恋村鎌原観音堂周辺サイン看板デザイン制作及び設置工事 プロポーザル募集要項

1 趣旨

本業務は、鎌原観音堂周辺整備に伴う当該エリア内の鎌原観音堂、郷土資料館、地域交流センター及び農産物等直売所等の理念や特性、独自性を視覚的に統一されたイメージデザインとして構築し、すべての利用者に分かりやすい案内・誘導を行うためのサイン看板のデザイン制作・設置をすることにより、エリア内の各施設と復興史跡を核とした案内、情報発信力の強化を図ることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和6年度嬭恋村鎌原観音堂周辺サイン看板デザイン制作及び設置工事

(2) 業務内容等

別添「業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年2月28日（金）まで

(4) 業務上限額

金10,000千円（税込み）

3 参加資格要件等

このプロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしている法人とする。

- (1) 嬭恋村入札参加資格者名簿に登録されている者のうち、下記の業者種別の全てに登録がある群馬県内に本社、支社または営業所を有する事業者であること。

業者種別	工種（資格区分）	営業品目（大分類）	営業品目（小分類）
工事	とび・土工・コンクリート	—	—
物品・役務	物品の販売	看板・展示品	看板・掲示板

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していない者であること。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

- (4) 告示日以降に、国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

- (6) 直近1年間の国税・地方税の滞納がない者であること。

4 参加に係る必要書類の提出

「3 参加資格要件等」を満たし、本手続に参加する場合は、次の必要書類を日本語で記載して提出すること。

(1) 提出書類

名称	様式及び添付書類等	提出部数
①参加申込書	■様式第1号 ・参加申込書には代表者印を押印すること。	1部
②会社概要書	■様式第2号 ・提出日現在で記入すること。	1部
③業務実績書	■様式第3号 ・類似業務の受託実績（5件以内）を記入すること。	1部

④提案書	■提案書（任意様式） ・「評価基準（別紙１）」を確認して、提案趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔に解りやすく記述すること。 ・用紙はＡ４版、横書き、文字の大きさは１１ポイント以上とすること。 ・表紙を除いて２０ページ以内で両面印刷とすること。	正本１部 副本１０部
⑤業務実施体制書	■様式第４号 ・契約締結後における業務の実施体制（担当者等の氏名、経験及び担当する業務）について記述すること。	１部
⑥業務工程表	■任意様式（１枚） ・スケジュール及び婦恋村と事業者の役割、分担等を明記すること。	１部
⑦見積書	■任意様式 ・見積書には、消費税及び地方消費税を含むこと。	１部

- (2) 提出部数
各１部（④提案書は正本１部、副本１０部）
- (3) 提出期限
令和６年７月１日（月）午後５時まで（郵送の場合は必着）。
- (4) 受付時間
午前８時３０分から午後５時まで（土曜日、祝は除く）。
- (5) 提出方法
〒377-1692 群馬県吾妻郡婦恋村大字大前 110 番地
婦恋村未来創造課へ持参又は郵送にて提出すること。
なお、郵送にて提出する場合は、電話にて書類到着の確認をすること。

5 質問の受付および回答

当該業務の公募に関して質問がある場合は次のとおり提出すること。

- (1) 提出期間
公募開始の日から令和６年６月１１日（火）午後５時までとする。
- (2) 提出方法
質問書（様式第５号）により電子メールにて提出すること。
メールアドレス miraisozo@vill.tsumagoi.gunma.jp
- (3) 回答方法
令和６年６月１８日（火）までに婦恋村ホームページに掲載する。
- (4) 留意事項
本要項及び仕様書の内容以外に対する質問には回答しない。

6 選考方法

(1) 優先交渉権者の選考

優先交渉権者の選考にあたっては、「評価基準（別紙１）」に基づき提案された内容を審査し、各選考委員の技術点及び価格点を合計した総合得点で最も高い者を優先交渉権者として選考する。また、次に得点の高い者を次点交渉権者として併せて選考する。

(2) 審査

審査は非公開とし、書類と事業者プレゼンテーションによる審査を実施する。
なお、事業者プレゼンテーション審査を、次のとおり実施する。

ア 日時等

令和６年７月 17 日（水）（時間・会場等の詳細は、別途通知する）

イ 応募事業者の出席者

3名以内

ウ 実施方法

(ア) 提案内容のプレゼンテーション及び補足説明（概ね20分以内）

プロジェクター及びスクリーンは、婦恋村で準備する。パソコン等の機器は持参すること。プレゼンテーションは、提出した④提案書を用い、その表記順に行うこと。

(イ) 質疑応答（概ね10分）

(3) 審査結果

審査を受けた各事業者に対し、令和6年7月22日（月）までに文書又は電子メールにて審査結果を通知する。また、審査結果（優先交渉権者及び次点交渉権者は、その名称・得点）を婦恋村ホームページに掲載する。

なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(4) 優先交渉権者との協議

優先交渉権者は、婦恋村と仕様並びに価格等について協議を行い、婦恋村の決定を受けることにより受注事業者となる（提案書の内容は、協議の過程で変更・修正する場合がある）。ただし、優先交渉権者と協議が整わない場合、婦恋村は次点交渉権者と協議を行うものとする。

また、参加申込者が1者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その事業者を交渉権者として選考し、同様の協議を行う。

なお、協議における議事録は、交渉権者において作成することとし、これに伴う費用は交渉権者の負担とする。

7 契約及び支払方法

(1) 受注事業者は、婦恋村と契約を締結し、契約内容に基づいて受注業務を実施する。婦恋村は業務発注の完了後、検査を経て請負費を受注事業者に支払うものとする。

(2) 受注事業者は、業務の全部を第三者に委託することはできない。

8 参加事業者の失格

参加事業者が次の事項に該当する場合は、失格とする。

(1) 本要項「3 参加資格要件等」を満たさなくなった場合

(2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合

(3) 審査の公平性を害する行為や一連の公募手続を通じて著しく信義に反する行為があり、村が失格と認めた場合

(4) 選考委員または担当職員に対して、直接または間接的に本プロポーザルに関し援助を求めた場合

(5) 契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合

(6) プレゼンテーション審査に正当な理由なしに参加しなかった場合

9 プロポーザルの中止

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと婦恋村が判断したときは、中止する場合がある。その場合において、応募に関わる一切の経費は婦恋村に請求できない。

10 辞退

参加申込後に辞退する場合には、速やかに参加辞退届（任意様式）を提出すること。

11 その他

(1) 提案等の応募に係る全ての経費は、参加事業者の負担とする。

(2) 婦恋村は、提出された関係書類等は返却しない。

(3) 婦恋村は、提出された関係書類等の機密保持には十分配慮する。

(4) 婦恋村は、提出された企画提案書等は当該審査以外に無断で使用しない。

(5) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加事業者が負うものとする。

(6) 業務内容は、採択された提案の内容を基本とするが、嬭恋村の指示のもと変更等を加える場合がある。

12 スケジュール

項 目	期 間
①プロポーザル公募開始	令和6年6月4日（火）
②質問受付期間	公募開始～令和6年6月11日（火）
③質問と回答の公表	令和6年6月18日（火）
④参加に係る必要書類の提出期限	令和6年7月1日（月）
⑤プレゼンテーション審査	令和6年7月17日（水）
⑥審査結果の通知発送	令和6年7月22日（月）まで
⑦契約手続き	令和6年7月下旬（予定）

13 問合せ先及び各種書類の提出先

嬭恋村未来創造課（担当：熊川、土屋）

〒377-1692 群馬県吾妻郡嬭恋村大字大前110番地

T E L：0279-96-1257（直通）

F A X：0279-96-0516

電子メールアドレス：miraisozo@vill.tsumagoi.gunma.jp

【別紙 1】

評 価 基 準

1 評価の方法について

- ① 下記の「評価項目及び評価内容」に基づき、審査員が下記項目を評価し、評価点を合計して審査員全員の総合得点（各審査持点100点）を算出し、総合得点が最も高い者を優先交渉権者として選考する。また、次に高い者を次点交渉権者として併せて選考する。
- ② 評価点の合計が同点の場合は見積額が少ない者を優先交渉権者とする。

2 評価項目及び評価内容について

下記の評価項目及び評価内容に基づき採点する。

評価項目及び評価内容		配 点				
		優良	良	普通	やや劣	劣
		10点	8点	6点	4点	2点
1 本業務への取組体制・遂行能力 (40点満点)						
(1)	本業務の目的を踏まえた考え方及び具体的な取り組み方針となっているか。	10点	8点	6点	4点	2点
(2)	過去の類似業務等の実績、ノウハウ、管理責任者等の経験、資格など業務の遂行能力は十分であるか。	10点	8点	6点	4点	2点
(3)	業務の実施体制、危機管理体制、参加者の安全管理は十分であるか。	10点	8点	6点	4点	2点
(4)	見積書の内容は提案された業務内容と整合し、適切な積算であるか。	10点	8点	6点	4点	2点
3 提案内容・ヒアリング評価 (60点満点)						
(1)	看板デザインは来訪者が立ち止まって見たくするような工夫が見られるか。	10点	8点	6点	4点	2点
(2)	エリア内に設置するサイン看板の全体のコンセプトに沿って、看板の構成や配置は分かりやすく伝わるものになっているか。	10点	8点	6点	4点	2点
(3)	写真やイラストなどを効果的に挿入し、見やすい工夫が見られるか。	10点	8点	6点	4点	2点
(4)	サイン看板の形状・デザイン・表記方法は訪日外国人旅行者へも訴求力が見られるか。	10点	8点	6点	4点	2点
(5)	スマートフォンと連携して活用ができ、盤面の更新が簡易なデザインとなっているか。	10点	8点	6点	4点	2点
(6)	提案書のまとめ方、質問に対する応答が明確で的確であるか。	10点	8点	6点	4点	2点
評価点合計		100点満点				